

令和7年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

令和7年6月2日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- | | | |
|-----|--------|---------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | | 諸般の報告
(町長招集あいさつ) |
| 第 4 | 報告第 1号 | 令和6年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第 5 | 報告第 2号 | 令和6年度永平寺町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第 6 | 報告第 3号 | 令和6年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 第 7 | 報告第 4号 | 令和6年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 第 8 | 報告第 5号 | 令和6年度永平寺町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 第 9 | 承認第 3号 | 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について |
| 第10 | 承認第 4号 | 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 第11 | 承認第 5号 | 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 第12 | 承認第 6号 | 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第13 | 承認第 7号 | 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第14 | 承認第 8号 | 令和7年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第15 | 承認第 9号 | 令和7年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認 |

について

第16 議案第43号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第44号 令和7年度永平寺町一般会計補正予算について

第18 議案第45号 令和7年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について

第19 議案第46号 令和7年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について

第20 議案第47号 令和7年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

第21 議案第48号 令和7年度永平寺町下水道事業会計補正予算について

第22 議員派遣の件

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1番	中村	勘太郎	君
2番	長岡	千恵子	君
3番	川崎	直文	君
4番	朝井	征一郎	君
5番	清水	紀人	君
6番	金元	直栄	君
7番	森山	充	君
8番	清水	憲一	君
9番	滝波	登喜男	君
10番	齋藤	則男	君
11番	上田	誠	君
12番	松川	正樹	君
13番	楠	圭介	君
14番	酒井	圭治	君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	和 田 真 生 君
教 育	長	竹 内 康 高 君
消 防	長	宮 川 昌 士 君
総 務 課 参 事		清 水 俊 弘 君
契 約 管 財 課 長		朝 日 清 智 君
防 災 安 全 課 長		吉 田 仁 君
財 政 課 長		原 武 史 君
総 合 政 策 課 長		江 守 直 美 君
会 計 課 長		吉 田 正 幸 君
住 民 税 務 課 長		池 端 時 枝 君
福 祉 保 健 課 長		高 嶋 晃 君
子 育 て 支 援 課 長		清 水 智 昭 君
農 林 課 長		島 田 通 正 君
商 工 観 光 課 長		寺 岡 孝 純 君
建 設 課 長		竹 澤 隆 一 君
えい住 支 援 課 長		長 瀬 武 英 君
上 下 水 道 課 長		勝 見 博 隆 君
地 域 づ くり 応 援 課 長		鈴 木 克 幸 君
学 校 教 育 課 長		山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課 長		源 野 陽 一 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	波多野 清 志 君
書 記	清 水 和 仁 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前１０時００分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（酒井圭治君） 開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る５月２６日、町長より令和７年第３回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げたところ、各議員におかれましてはご健勝にて一堂に会し、ここに本定例会が開会できますこと厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、円滑なる議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

本定例会はクールビズ期間に伴い、議会開催中の服装ノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、会議規則第２１条の規定に基づき、皆様のお手元に配付しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は１４名で定足数に達しております。

これより令和７年第３回永平寺町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第１ 会議録署名議員の指名～

○議長（酒井圭治君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、４番、朝井君、５番、清水紀人君を指名します。

～日程第２ 会期の決定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日６月２日から６月１７日までの１６日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日６月２日から６月１７日までの１６日間に決定いたしました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より、招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日、令和7年第3回永平寺町議会定例会の開会にあたり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

清々しい空気に緑の香りが漂い、木々をざわめかせる風も初夏を感じるようになってまいりました。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。また、ますますご壮健でご活躍のことと心からお慶び申し上げます。

まず、昨日の総合演習には多くの住民の皆様にご参加をいただきました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

令和5年以降、石川県において自然災害による大きな被害が発生しておりますが、本町においてもあのような大規模自然災害がいつ発生するか分からないことから、継続して取り組んできた防災対策向上と、住民一人一人の意識の高揚を図るため、今回の演習を企画させていただきました。

演習当日には、自衛隊、警察、国土交通省をはじめとする防災関係機関、町が災害時に応援をいただく各企業の皆様、各地区消防団、地域の自主防災組織を含む多くの皆様にご参加いただき総勢725名による実践訓練を行うことができました。また、お子様連れなど多くの方々にも見学いただくことで、より一層、防災意識が高まったものと思っております。

これから出水期を迎えることから、住民の皆様が気象情報の把握、非常持出し袋や避難場所の確認など自助を地区内の訓練等で高めていただくようお願いいたします。町としましても防災情報の収集や発信を迅速に行い、早めの対応に努め

てまいります。また、個別避難計画や地区防災計画についても引き続き地域の皆様と一体となって作成に取り組み、地域防災力向上を図ってまいります。

さて、北陸新幹線開業から１年２か月が経過しまして、観光入込客数は永平寺町全体で令和元年以来の１００万人を超える伸びとなっております。町も昨年度より観光に関する団体との意見交換会を開催し、今後の観光の在り方について協議を進めております。観光事業を効果的かつ効率的に実施していくため、また、関係者の皆様と情報共有や連携を強化していく上で、稼ぐ観光地づくりからなる持続可能なまちづくりを行うため、観光DMOの設立に向けた支援を進めてまいります。

今年度創設しました「永平寺町観光賑わい創出事業補助金」も団体の皆様に積極的に活用いただいておりますし、門前地区の屋外フリーWi-Fiの更新や町営駐車場トイレ改修の実施などインバウンド受入環境の整備を進めていることで、人々の交流がより盛んになるよう取り組んでまいります。

また、支所機能強化や団体支援などを目的として今年度設置しました地域づくり応援課につきましては、窓口業務はもちろん、災害時や緊急時の対応でもいち早く現場に駆けつけることができ、速やかな対応が可能となりました。これまでに地区振興会をはじめとする各種団体の行事、イベント等の活動支援や相談業務を行っており、様々な地区からお手伝いのご相談もいただいております。地区振興会役員の皆様と意見交換会を開催しましたところ、関係者の高齢化に伴う人手不足を痛切に感じておりますので、今後も各種団体の支援を通じて地域振興につなげていきたいと考えております。また、地域づくり応援課職員の運転により中学校間を町のマイクロバスが運行し、中学校の合同部活動を支援する体制を整えました。現在は、永平寺中学校バレー部の生徒が上志比中学校での活動に参加する際に、バスを利用しており保護者の皆様のご負担軽減にもつながっております。

次に、子育てに関連して開設から２か月が経過しましたこども家庭センターにつきましては、「必要な時にお越しく下さい」という姿勢ではなく、事案に応じてこちらからアプローチするなどアウトリーチと伴走支援を念頭に置き、関係機関と連携した家庭支援を行っております。これまでに、訪問８件、来所相談３１件、電話相談３２件、個別会議６件等に対応しており、気軽に相談していただくよりどころとしての周知が進んでいるものと考えております。相談内容につきましては、個々の家庭の課題やニーズに応えるため、家庭支援事業や母子保健サービスなど様々なサービスを組み合わせて寄り添いを軸とした支援を進めてまいり

ます。

今年の夏は例年より気温が高く、猛暑となる可能性が高いとされています。環境省は既に4月から熱中症特別警戒アラートの運用を開始しており警戒を呼びかけています。アラートが発令された場合は、危険な暑さから命と健康を守るため、町が指定した公共施設、郵便局、ドラックストアなど23施設をクーリングシェルターとして開設いたします。また、シェルターのうち20施設については、6月よりアラート発表の有無にかかわらず、住民の皆様が一時的に暑さを避け、冷房が効いた状態で休憩ができる場所として開放いたします。熱中症を予防するためには、水分補給などに加え、涼しい場所で休憩することが大切ですので、体調や体温の変化を感じた際には涼み処の旗やポスターが掲げてある施設へお気軽にお立ち寄りください。

また、町内の小中学校においても児童生徒の安全と健康を守ることを最優先に、文部科学省が示す「学校における熱中症対策ガイドライン」に基づき、各種活動の可否を慎重に判断してまいります。万が一、児童生徒の体調に異変が見られた場合には、ためらうことなく活動を中止するなど迅速かつ的確に対応いたします。特に体育館内での活動は熱中症のリスクが高まることから、空調設備の設置並びに断熱性確保を今年度より順次実施してまいります。

その他、5月30日には永平寺町議会議長より永平寺町議会議員報酬の見直しに関する要望をいただきました。少子高齢化に伴う地方議会議員の成り手不足は、本町のみならず国内共通の課題でもありますので、永平寺町特別職報酬等審議会へ速やかに諮問し、委員の皆様にご検討を進めていただくよう依頼してまいります。

それでは議案等の概要について申し上げます。

まず、報告が5件でございます。第1号から第5号におきまして、財源を含めた繰越計算書を調製しましたのでご報告をさせていただくものでございます。

続いて、承認が7件、承認第3号は町有車両による物損事故について損害賠償の額が定まりましたので4月7日付けで、承認第4号及び承認第5号は地方税法等の一部改正に伴う条例改正を3月31日付けで、承認第6号は令和6年度一般会計予算の補正を3月31日付けで、承認第7号は令和6年度国民健康保険事業特別会計予算の補正を3月31日付けで、承認第8号は令和7年度一般会計予算の補正を4月7日付けで、承認第9号は令和7年度一般会計予算の補正を4月11日付けでそれぞれ専決処分させていただきました。

続いて、議案は条例改正が1件、補正予算が5件の計6件でございます。条例

改正は、松岡公園にバーベキュー施設を設けることに伴い、その一部を改正するものでございます。補正予算は、一般会計、介護保険特別会計、土地開発事業特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計におけるそれぞれの所要額を補正するものでございます。

以上、本定例会の開会にあたり、議案等の概要を申し上げましたが、詳細については、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

～日程第４ 報告第１号 令和６年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

～日程第５ 報告第２号 令和６年度永平寺町土地開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について～

～日程第６ 報告第３号 令和６年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第４、報告第１号、令和６年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第６、報告第３号、令和６年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの３件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました報告第１号、令和６年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第３号、令和６年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの３件についてご報告を申し上げます。

報告第１号及び第２号につきましては、３月議会にてお認めいただきました繰越明許費につきまして地方自治法施行例第１４６条第２項の規定により、繰越計算書を調整しましたので報告するものでございます。

報告第３号につきましては、地方自治法第２２０条第３項、ただし書の規定に基づく事故繰越につきまして、地方自治法施行例第１５０条第３項において準用する、第１４６条第２項の規定により繰越計算書を調整しましたので、報告するものでございます。

まず、議案書２ページ、報告第１号の一般会計繰入明許費におきましては、年

度内完了が見込めなくなった9事業、総額4億6,024万1千円を繰り越したものでございます。

議案書4ページ、報告第2号の土地開発事業特別会計繰越明許費におきましては、1事業153万4千円を繰り越したものでございます。

議案書6ページ、報告第3号の一般会計事故繰越しにおきましては、2事業、1,018万2千円を繰り越したものでございます。

以上、報告第1号から報告第3号までの報告といたします。

詳細につきましては、担当課よりご報告申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、報告第1号から第3号の補足説明をさせていただきます。

まず、報告第1号、一般会計の繰越明許費でございます。議案書の2ページをお願いいたします。

繰越しの事由別としましては、国の補正予算を活用し、1月及び3月に予算措置を行ったことから繰越しとなるものが6事業。国や県の事業が繰越しすることにより繰越しとなるものが2事業。発注後に不測の事態が発生したことによる繰越しが1事業でございます。

次に、報告第2号、土地開発事業特別繰越明許費でございます。議案書4ページをお願いいたします。

東古市地区での宅地造成事業の関連予算を6月補正にて計上することとしたため、繰越しを行うものでございます。

次に、報告第3号、一般会計事故繰越しでございます。議案書の6ページをお願いいたします。

情報推進事務諸経費につきましては、国のシステム仕様公開遅れにより繰越しを行うものです。また、林道災害復旧費につきましては、国、県との協議に不測の日数を要したため繰越しを行うものでございます。

以上、報告第1号から第3号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で日程第4、報告第1号、令和6年度永平寺町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第3号、令和6年度永平寺町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、までの3件を終わります。

～日程第7 報告第4号 令和6年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について～

～日程第8 報告第5号 令和6年度永平寺町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第7、報告第4号、令和6年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてから、日程第8、報告第5号、令和6年度永平寺町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、までの意見を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、報告第4号、令和6年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について、並びに報告第5号令和6年度永平寺町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

上水道事業会計予算及び下水道事業会計予算につきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

まず、議案書8ページ、報告第4号の上水道事業会計におきましては、年度内完了が見込めなくなった7事業、総額2,947万9千円を繰越したものでございます。

議案書10ページ、報告第3号の下水道事業会計におきましては、国の交付金が補正予算にて交付措置されたことから1事業2,734万6千円を繰越したものでございます。

以上、報告第4号並びに報告第5号の報告といたします。

詳細につきましては、担当課よりご報告申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、報告第4号並びに報告第5号、令和6年

度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について、並びに令和6年度永平寺町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について補足説明申し上げます。

議案書8ページ、令和6年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書を願ひいたします。

款資本的支出において、1つ目及び2つ目の松岡室地係における配水管布設工事、第2工区及び第3工区の2工事は、県の都市計画道路工事の進捗により配水管布設工事の現場施工が4月以降となり、年度内事業完了ができなかったことから繰越しさせていただいたものでございます。

次に、栃原地係における東部5号取水井舗装本復旧工事は、新たな志比北地区の井戸とポンプ場を結ぶ導水管布設工事が今年冬の断続的な降雪により3月下旬の完成となり、当該舗装本復旧工事が年度内事業完了できなかったことから繰越しさせていただいたものでございます。

次に、中央送水ポンプ場送水ポンプ更新工事から志比浄水場圧力調整計工事の更新工事の4つの工事は、全て同じ受注業者が令和7年3月下旬に完成予定でございましたが、令和7年3月に工事続行不能届が提出され契約解除となったことから、今後速やかに工事を完成させるため繰越しさせていただいたものでございます。

以上、令和6年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、令和6年度永平寺町下水道事業会計予算繰越計算書を願ひします。

款資本的支出において、社会資本整備総合交付金事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用した永平寺地区内におけるマンホールポンプ場2基場分の改築事業が国の補正予算にて交付措置され、12月内示、2月交付決定されたため、繰越しさせていただいたものでございます。

内容としましては、光明寺地係における光明池マンホールポンプ場及び吉波地係における吉波川マンホールポンプ場における汚水ポンプ類などの機械設備並びに制御操作盤や動力、通信ケーブルなどの電気設備の更新工事でございます。

以上、令和6年度永平寺町下水道事業会計予算繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしく願ひいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒井圭治君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で日程第7、報告第4号、令和6年度永平寺町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてから、日程第8、報告第5号、令和6年度永平寺町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの2件を終わります。

～日程第9 承認第3号 損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について～

○議長(酒井圭治君) 次に、日程第9、承認第3号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました、承認第3号「損害賠償の額を定めることの専決処分の承認について」、提案理由を申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

町有車両による物損事故にかかる損害賠償について、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年4月7日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、承認第3号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(酒井圭治君) 補足説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事(清水君) では、承認第3号の補足説明を申し上げます。

まず、事故発生日は令和6年12月29日。場所は市野々地系の国道364号路上でございます。

事故の概要としまして、一般車両が国道を北西に向かって走行していたところ、町の除雪作業受託業者が作業中に落下させていた除雪車の部品に接触し、フロントバンパーを破損したものでございます。

事故の種別は物損事故、損害賠償の額は7万2,257円でございます。

なお、過失の割合は役場側が4、相手方が6となっております。

4月に入りまして相手方との示談が成立しましたので、地方自治法に基づき、4月7日に専決処分し、今議会で承認をお願いするものでございます。

なお、町所有の車両による損害ということで、損害賠償額については町が加入しております、公用車用の保険により補填されることとなります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第3号、損害賠償の額を定めることの専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第10 承認第4号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について～

○議長（酒井圭治君） 次に、承認第4号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、承認第4号「永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、提案理由を申し上げます。

議案書13ページをご覧ください。

地方税法等を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の条例改正を、同日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

以上、承認第4号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君） それでは、承認第4号の補足説明をさせていただきます。

議案書13ページから16ページをお願いいたします。

主な改正内容についてご説明いたします。

14ページ、第18条につきましては、公示送達制度を見直し、ウェブサイト等でも閲覧ができることを追加するものでございます。

第82条につきましては、原付バイクの税率区分を見直し、排気量125cc以下で、かつ出力を4キロワット以下に抑えたバイクの税額を原付同様2千円とすることを追加するものでございます。

第90条につきましては、軽自動車税の減免申請において確認する免許証について、マイナ免許証による確認も可能とする規定を追加するものでございます。

そのほかに適用期間が終了したことによる削減や、項ずれが生じたことによる改正等でございます。

これらの改正に係る施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、承認第4号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 地方税法の改定による改定ということですが、国税を見ても、課税したときのいわゆる下限といいますか、それが変更されたということですね。確か20万円ぐらい上がるのでなかったかなと、103万円がどうなるかというのがありますけども、これは地方税の改定のところではそういう問題に触れることはないでしょうか。

言いますのは、これだけ不況が続いていて、実質賃金が下がり続けている中で、そういうようなことを国税は考えているのに、地方税のほうではもう何も考えずにいるのか。

ここで示されている、いわゆる掲示板に示すやり方とか、二輪車の125ccの変更とかそういう問題について反対するわけでないですが、どうしてそういう肝心なところでの変更点なんかが示されないのかという事を聞きたいと思います。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君） 今回の税条例の改正の中では、今お示ししたものの一部改正というところが、今回の改正になっておりますのでよろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いわゆる、国税では非課税の限度額の変更があったということ、ただし実施はどうも遅れるみたいですけども、地方税法でもそういうのはもう少し前面に掲げて出てくるのは、今住民の生活状況ではないかと思います。それらに触れないというのはどうしてでしょうかとお聞きしている。

○議長（酒井圭治君）

河合町長。

○町長（河合永充君） 国がこういうふうに示してきまして、私たちはそれに専決に地方自治法の中で示していく。その部分については、国が示してきた中で示していく、私たちもそれに対応していくという形になると思いますので、国のそういった取組を見守っていくということが大切かと思っています。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 何でこんなこと言うかという、この部分は地方税法の改定ではあるのですが、自治体によって若干見える部分もあるのでないか。

例えば、国民健康保険税のいわゆる最高限度額の変更が今回出ています、この後に出てきますけども、福井市は確か最高限度額、国の基準よりは安かったですよね、以前は。今はどうなっているか知らないですけど。どうしてそう決めたのですかね。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

（午前10時31分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第４号、永平寺町税条例の一部を改正する条例に専決処分の承認について
の件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第１１ 承認第５号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専
決処分の承認について～

○議長（酒井圭治君） 次に、承認第５号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例の専決処分の承認について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、承認第５号「永平寺町国民健
康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について」、提案理由を申
し上げます。

議案書１７ページをご覧ください。

地方税法等を改正する法律が令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、所
要の条例改正を、同日付けで地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分
いたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものでござ
います。

以上、承認第５号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君） それでは、承認第５号の説明をさせていただきます。

議案書１８ページをお願いいたします。

第2条では、基礎課税額を現行の65万円から66万円に1万円引上げ、後期高齢者医療支援金等課税額を現行の24万円から26万円に2万円引き上げるもので、高所得者層に相応の負担を求めるものでございます。

このことにより、国保税全体の納付額が106万円から109万円となります。おおよそ18世帯が限度額の対象と見込んでおります。

第21条につきましては、中低所得者層の負担軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の判定所得を引上げ、軽減対象者を拡充するものでございます。

5割軽減では、被保険者数に対する軽減額をこれまでの1人当たり29万5千円から30万5千円に。2割軽減では、これまで1人当たり54万5千円から56万円に引き上げるものでございます。5割軽減は16人の増、2割軽減は14人増と見込んでおります。

これらの改正に係る施行期日は令和4年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、承認第5号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 国民健康保険税条例、議案を見ますとの地方自治法の改定によるものということになっていますが、確か、国民健康保険税になっていますけど、本来は国民健康保険料やね。それを法律でなっているんで税法が変わるわけではないのかな、ただし地方税法及び地方税法等の一部を改正するというところに表記してありますが、本当にそれでいいのかな、そこで扱われるものなのかというのが1つ。

2つ目は、今回の最高限度額ですが、基礎課税額はプラス1万円、後期高齢者支援金についてはプラス2万円ということで、近年にない高額な上昇になっていると私は思っています。

確か、後期高齢者支援金の引上げはしばらくなかったのではないかと思います。ただ、そのいわゆる最高限度額に達する限度額が国保に加入している人たちは、いわゆる一般の社会保険と比べて、割と低く所得の低い状況で最高限度額に達すると言われています。そのことを考えると、こういうところは少しその辺も考えてあんまり引き上げずにおく必要があるのではないかなと私は思いますが、特に、こういうときに引き上げるというのは、特別高額な所得があるというのは別です

けど。

○議長（酒井圭治君） 住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君） 税の改正でございますので、保険料ですけども、今回地方税の改正ということで、こちらのほうで改正をしておりますので、同じように改正をさせていただいております。

あと、後期高齢者医療支援金等の課税額につきましても、昨年度も2万円増となっております。引き続き今年度も同じような2万円増ということです。

あと、最高限度額に達する方の所得ですけども、単身で国保に入られている世帯ですと、大体所得が1,050万円の方、収入ですと大体1,200万でしたかね、それぐらいの方が対象になってまいります。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 単身者はどこでもあれですが、家族でいうと、確か、600万円台で最高限度額に達すると言われていると思いますね。そこは十分考えてしなきゃいけないと。

後期高齢者支援金なんかが、それも前年も2万円上がっているとしたら、最近急激にどんどんと上げているという状況が見られるのかなと思うところです。これらの限度額の問題についていうと、その引上げについて私は反対の立場、後から討論させていただきますけども、とっていきたいと思います。

それと、いわゆる保険料を自治体によって違いますよね。保険料でやっているところもあるわけです。そういう意味では地方税法と絡めてどうしてこういうのが計上されていくのかというのは、それは自治体の都合で保険税条例というのに変えてしているだけではないかなと。料というのは払える能力がなかったら払えない状況でもいい、税になってくるとそういうわけにはいかないということで、税条例というのを全国的に普及してきたという状況があるわけです。そのことを十分考えていかないと、いわゆる本当に払える、払えない、特に、国保税は前年度の所得にかかる、これだけ不確実性の多い時代ですと、所得が一気に収入がなくなる場合もあるわけで、その辺をどうするのかということも含めて、保険料ですとそれなりの裁量もできるけども、税条例になってくると、あとはなかなか大変でしょうけども、生まれてくるとということも頭に置いて考えてほしいなと思うところです。

○議長（酒井圭治君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 料で規定しているところ、税で規定しているところ、永平町も

松岡時代、旧上志比とあれですけど、そういうところの国民税で運用しています、合併してからもうこういった位置づけでやらせていただいております。

それと、こういう規定でいろんな料で既定しており、税で規定している町もあるわけですが、運用の仕方というのはほぼ各自治体一緒ですし、今回の金額については、国のほうから示された、これ日本中この金額で示されていますので、これについて永平寺町も専決をお願いして、これを運用していくということですのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はありませんか。

討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 今回の国民健康保険税条例の改定で、最高限度額を基礎税プラス後期高齢者支援という部分で、限度額が1万円プラス2万円という合計3万円引き上げられることになります。いわゆる国保税の最高限度額に達する所得の状況を見えますと、確か、家族4人ぐらいで大体600万円台で最高限度額に達すると言われています。

それは、やはりどんどんそれにならって引き上げていくと、いわゆる社会保険と比べてみても非常に負担が大きいと言われています。国民健康保険税は全国的に見ても滞納者の多い税金の徴収の状況になっている、国民健康保険料というのも含めてそういう状況が見られると思うので、その引上げについて毎年こうやって引き上げられていくのは、私は問題ではないかと。

特に、この制度をよく見てみると、いずれも後期高齢者支援金とか、介護納付金というのはなくて最高限度額が、僕の記憶では議員になってから40万円ぐらいから始まって50万円台で止まっていたと。ただ、介護保険や後期高齢者医療制度というのが創設されるに従ってそれをさらに加えて、いわゆる以前の倍以上の負担になっているというのは、やっぱり大きな問題ではないかなと。

その辺は、消費税取っているのですから、社会保障の財源をやっぱりきちっと

確保するということで消費税をどんどん引き上げてきた経過もありますので、そういう意味ではこういう最高限度額、さらに引き上げるという議案については反対の立場をとっていきます。

○議長（酒井圭治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 全国的な動きにそろえた形になっていると思いますので、私は賛成します。

○議長（酒井圭治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですから、討論を終わります。

これより承認第5号永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（酒井圭治君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

～日程第12 承認第6号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第13 承認第7号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第12、承認第6号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第13、承認第7号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、承認第6号「令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について」並びに承認第7号「令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について」、提案理由を申し上げます。

これらの補正予算につきましては、各会計の令和6年度予算において、地方自

治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付けにて専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案書22ページをご覧ください。

まず、承認第6号の一般会計では、第1条において、歳入歳出それぞれ1億4,908万5千円を減額し、補正後の予算総額を111億6,595万2千円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、23ページ以降の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条において、地方債の変更は、26ページの第2表地方債補正のとおりでございます。

歳出の補正につきましては、歳入補正の影響を受ける歳出項目の補正にとどめるようにしたところでございます。

なお、歳出の追加としまして、ふるさと納税運營業務委託料及び基金へ積立てを増額したところでございます。ふるさと納税額が見込みより増となったことに伴うものでございます。

議案書43ページをご覧ください。

次に、承認第7号の国民健康保険事業特別会計では、第1条において、歳入歳出それぞれ2千円を追加し、補正後の予算総額を16億3,851万9千円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、44ページ以降の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

基金預入の満期更新により、年度内に生ずる利息2千円が発生しましたので、永平寺町国民健康保険基本条例第4条の規定により、基金への積立てを行うものでございます。

以上、承認第6号並びに承認第7号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 承認第6号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、承認第7号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についてまでの2件にかかる質疑につきましては、議案ごとに補足説明の後に行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、承認第6号令和6年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認につ

いて、を議題とします。

担当課より補足説明はありますか。

総務課参事。

○総務課参事（清水俊弘君） それでは、総務課所管分について補足説明をいたします。

まず、歳入でございます。予算説明書２６ページをお願いいたします。

衆議院選挙県委託金マイナス１９０万円につきましては、昨年１０月２７日執行の衆院選経費の実績に基づく減額でございます。一般寄附金２６４万２千円につきましても、寄附実績に基づく増額でございます。ふるさと納税千万円の増額につきましても、寄附実績に基づき３月補正に加え、さらに千万円の増額を行うものでございます。企業版ふるさと納税１，２８４万円につきましても寄附実績に基づき増額を行うものでございます。ふるさと応援基金繰入金マイナス１８９万円につきましては、観光関係で繰入金の充当を予定していた事業費が入札差金により縮小したため、基金の取崩しを一部行わなかったものでございます。

続きまして、歳出でございます。２８ページをお願いいたします。

まず、左側ふるさと納税事業１，０４２万３千円につきましては、歳入の実績に伴い、委託料２８８万３千円及び基金積立金７５４万円を増額するものでございます。右側選挙事務職員給マイナス１３０万円の減額、及び次のページ左側、衆議院選挙、最高裁国民審査費マイナス６０万円の財源組替えにつきましては、衆院選経費の実践及び県委託金の減額によるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。

（「まだ総務課しか審議してない」との声）

暫時休憩します。

(午前 10 時 54 分 休憩)

(午前 10 時 56 分 再開)

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほか、補足説明はありますか。

(挙手する理事者なし)

暫時休憩します。

(午前 10 時 57 分 休憩)

(午前 10 時 58 分 再開)

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、防災安全課の補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 財源組替えによる補正でございます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

次に、総合政策課の補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（江守直美君） 左側、公共交通対策事業、右側、デマンド型交通特殊事業につきましては、財源を組み替えるものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 暫時休憩します。

(午前 11 時 00 分 休憩)

(午前 11 時 10 分 再開)

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総合政策課の補足説明につきまして質疑に入りたいと思いますが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒井圭治君） 次に、福祉保健課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、福祉保健課の説明をさせていただきます。
予算説明書 31 ページをお願いいたします。

左側、障害者自立支援事業でございます。

扶助費 1, 160 万円を減額するものでございます。介護給付費につきましては、生活介護就労移行支援、共同生活介護など見込みに至らなかったため減額するものでございます。身体障害者補装具支給事業につきましては、補装具支給で見込みを 2 件下回りまして、修理で 8 件下回ったことによる減でございます。更生医療事業につきましては、透析で治療している方がお亡くなりになったことにより減額という形になっております。療養介護医療費につきましては、病院に入所している方、これも 1 名の方がお亡くなりになったということで減額になっております。

続きまして、右側でございます。障害児支援事業でございます。これも扶助費でございます。障害児放課後等デイサービス給付費を 350 万減額するものでございます。これは、4 月 1 日の報酬改定によりまして、今まで 1 回当たりの報酬だったものが時間当たりに変更になったということで、約 4.7 % を減額となっております。件数的には増額しておりますが、結果的に減額補正となったものでございます。

続きまして、32 ページ左側をお願いいたします。老人福祉士事務諸経費でございます。これは、老人福祉施設入所者の対象者の減により補正するものでございます。措置対象者ですけれども、最初 6 名だったものが最終的に 3 名となりましたので 3 名の減による減額でございます。900 万の減額をお願いしたいと思えます。

右側につきましては、在宅福祉事業財源組替えでございます。33 ページ左側でございます。健康福祉施設費につきましても、これ財源一般寄附金を財源組替えするものでございます。

33 ページ右側予防接種事業でございます。新型コロナワクチンの予防接種実績に伴い、歳入歳出をそれぞれ減額補正するものでございます。当初、対象者の 60 % を見込んでおりましたが、30 % に減額になったということでございます。最終実績では 25.1 % という形になっております。歳入につきましては、それぞれの対象となる補助金の減額を補正しているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） 2 点あります。

1 つは、31 ページの右側、障害者放課後等デイサービス給付費ですが、これは報酬の改定により減額になったということですが、これにより、利用者の自己負担の発生はないのか、減額ということになれば自己負担の発生がないということになれば、施設実施者というのですかね、その実施者の収入減につながるということになると何か問題は生じないのか、そこをお聞きしたいのと。

もう一点は、33 ページですが、コロナワクチン予防接種実績で、大体半分くらいの計画しか消化されてないということで、そこは1つの方向性がこれからこうなってくるのかということを示していると思いますが、この数字をどう見ているのでしょうか。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） まず、放課後デイサービスの件ですけれども、これまで1回当たりということで、半日ずっとサービスを利用しても利用者単価でやっておりました。それでは実態に見合わないということで、国のほうで時間当りに補正の修正を改定したところでございます。それに伴って、当然のことながら事業者の方の総売上げといいますか、サービス料は当然落ち込んでくると思います。ただし、実態に沿った形での負担になっておりますので、これはある分、致し方ないかなと思っていますところでございます。

それと、コロナワクチンですけれども、当初、こちらのほうでは少し高めに60%ということで見込んでおりました。これは自分の方の申請でワクチンを打つと、今年度からは5類に移行しまして、全ての人にワクチン接種してもらうという形ではなくて、個人の判断でワクチンを接種するという形で率が下がったということで、この実態につきましては、このような形で受け止めざるを得ないのかなと思っています。

参考といたしまして、隣の福井市では20%という形になっておりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6 番、金元君。

○6 番（金元直栄君） いわゆる障害児のデイサービスの問題ですが、障害者自立支援法では、一旦サービス事業にはそれなりの負担を課するというで決められま

したが、それ以後、いろんな運動の中で障害者、またはその保護者に負担を求めるのはいかがかということが、合意されてその実施されるという状況にまでなったのですけれども、こういうところでは、サービス事業でそういう障害者の方たちの負担が生じているのは問題なのかなと。ただ、実態としてそれほど大きくない負担になっているということになるにしても、その事業実施者の収入が減ることになると、確か障害、介護でもそうですが、実施する人たちへの収入減につながるというのは、障害者のいろんな就労施設も含めてですが、運営そのものが非常に困難な状況の中でやられている人たちが多いということもあるので、これで本当にいいのでしょうかというのをお聞きしたいですね。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） サービスの利用者の方の負担が増えているというふうにおっしゃっていましたが、そういうことではないと思います。例えば、半日の時間帯の中の報酬設定の中で、その高い料金を利用者の方が負担しているということも考えられます。それを短い時間で区切っていくことで、利用者の方の負担もそれなりにサービス、例えば、支援員さんの方が来ていただいた時間だけの費用を、お支払いするということで、そういった部分については適切になっているのかなというふうに思っています。

そのほかのことにつきましては、障害者の皆様につきましては、当然、私たちに寄り添っていかなければいけないと思いますので、そういったお声にはしっかりと耳を傾けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井圭治君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 2点。僕が質問したのは2点です。そうすると、障害者自立支援法では一定の負担を求めるということになったのですが、それは以前の法案作成のときにおかしいと、障害者とは保護者の負担はなくなるということを1つの基準に考えなあかんのではないかとということで、いろんなデイサービスの中でも、今負担があるとしたら重い負担に対して負担をしていただくということじゃなしに、負担そのものをどうあるべきかというところとやっぱり障害者自立支援法以後のいろんな取組の中で自治体としては考えないかんのではないかとというのが、1つ。

もう一点は、デイサービス実施者、そういう人たちの収入が減ることにつながるとしたら、現実的には非常に厳しい経営運営状況だという話は聞いていて、いろんなそういう作業所も含めて実施困難という状況が以前多く見られたと思っていま

す。そういう中で、いわゆる層を減らすような方向がもしあるとしたら、それに対してもきちっとやっぱり行政、うちにはなかなかそういうふうに該当する、直接施設というのはなかなかないのかもしれないですけども、そこらは自治体として声を発していくことは大事ではないかなと私は思います。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） そちらのところについては、こちらも一度、自立支援事業の後のことについては確認をさせていただきます。事業者さんの声につきましては、昨年から取り組んでいますけれども、年に数回事業者さんとの意見交換会というのを開催しております。その中でも投げかけながら、今言った議員おっしゃられることについても確認していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今ほどの回答で、私もちょっとそこは聞きたかったのです。

というのは、当然、1つ考えられるのは、当事者の障害者の方が実際下がったことによって自分の費用負担がどうなったのかということと、1点です。

それともう一点は、その対象者の方がそのサービスを控えるようなことが出てくるのであれば課題も大きいなというのが2点目です。

3点目は、先ほど言ったように、事業者の方がそういうことによってなかなか今までやと、例えば、ある程度の見込みができたのが時間帯になったことによって減るということは先ほど金元議員がおっしゃったように、その事業者の収入、例えば、それなら対価報酬が入らなきゃいけないとかということも考えられるわけですね。そこら辺りのどのように今後、今おっしゃったようにある程度は聞くよということだったのですが、そこら辺りの聞きたかったのですが、似ているかもしれませんけれども。

○議長（酒井圭治君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 今、ここでちょっとお答えすることはできませんので、もう少しこちらのほうでも調べさせていただきたいと思いますので、お時間よろしくお願いします。

○議長（酒井圭治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 次に、子育て支援課の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君） それでは、子育て支援課分の説明をさせていただきます。

予算説明書の３４ページをお願いします。

母子福祉事業事務諸経費、ひとり親家庭等の支援事業につきましては、一般寄附金の充当による財源組替えとなります。

次に、３５ページ左側をお願いします。

こども医療費助成事業につきましては、支払額確定により扶助費を３６０万円減額し、合わせてふるさと納税の充当により財源を組替えするものでございます。これまでの実績を考慮しまして予算化をしておりましたが、０から６歳の実績が当初見込みより１０％程度減少となりましたので、支給実績に応じて減額したことによるものでございます。

次に、右側、児童手当支給事業につきましては、児童手当支給額の確定により歳入歳出それぞれ減額を補正するものでございます。当初これまでの実績、あとは増加分を考慮しまして支給延べ人数を２万２，２３０人と減と見込んでおりましたが、支給実績に応じまして減少したことによるものでございます。

それでは、３６ページから３７ページをお願いします。

子育て支援事業、放課後児童クラブ運営諸経費、すみずみ子育てサポート事業、こども家庭センター整備事業については、一般寄附金、ふるさと納税の充当による財源組替えとなります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより子育て支援課の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 次に、農林課の補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） 説明をさせていただきます。

説明書の３８ページ左側から４１ページの左側になりますが、基本、実績に基づきまして歳入歳出の減額補正をさせていただいております。

今回、特に金額もでかい説明書の３９ページの右側をお願いします。

農業農村整備事業につきましては、これも実績に伴いまして負担金、農業用河川工作物等応急対策事業で５２０万円。県営農村地域防災減災事業で８８０万の計１，２００万の減額補正を行っております。

続きまして、４０ページの左側をお願いします。

農村施設管理諸経費につきましては、永平寺高齢者創作館の解体工事の実施に伴いまして、工事請負費１，１０３万８千円の減額をしているところです。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより農林課の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 次に、商工観光課の補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（寺岡孝純君） 商工観光課所管の説明をさせていただきます。

４２ページ目、４３ページでございます。

４２ページ目左側、商工振興事業補助、企業版ふるさと納税の充当によります財源組替えでございます。

続きまして、右側、観光情報発信事業でございます。委託料を実績に基づきまして減額補正と、ふるさと応援基金繰入金の充当による財源組替えによるものです。委託料におきましては、県の補助事業を活用させていただきまして、酒蔵めぐり周遊シャトルバス運行の委託料でございます。当初予算１９１万円に対しまして実績９８万４，０００円ということで９０万円の減額をさせていただいております。

続きまして、４３ページ目左側でございます。地域資源活用事業、企業版ふるさと納税の充当による財源組替えでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより商工観光課の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、次に、建設課の補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） それでは、建設課の説明をさせていただきます。

資料４３ページ右側をお願いします。

除雪事業４，４７５万の減額補正でございますが、昨シーズンの継続的な寒波を考慮しまして増額補正をさせていただきましたが、幸い予想を下回る降雪となりましたので、除雪実績により不要額を減額するものでございます。

また、財源として豪雪により補助金が2,897万2,000円増額となったため、ふるさと納税及び合併特例債を減額とする財源組替えを行ったものでございます。

次に、44ページをお願いします。

一般道路改良事業でございますが、こちらのほうにつきましても事業費の実績に応じて財源を組替えするものでございます。右側の河川維持管理事務諸経費でございますが、こちらも同様でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより建設課の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 次に、えい住支援課の補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（長瀬武英君） えい住支援課の説明をさせていただきます。

資料45ページをご覧ください。

左側、移住定住促進事業につきましては、実績に伴い減額補正するものです。併せまして県補助金の減額及び企業版ふるさと納税を充当するものでございます。右側につきましては、移住住宅支援事業でございます。こちらの実績に伴い減額補正するものです。

以上です。

○議長（酒井圭治君） ただいまのえい住支援課の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 次に、学校教育課の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） それでは、学校教育課の補足説明いたします。

46ページ左側、学校施設整備の400万円の減でございます。こちらにつきましては、3中学校の校舎などの改修工事の施工実績に伴いまして減額するものでございます。

右側、教育奨励費135万円の減でございます。こちらにつきましては、歳入におけます国の補助金について申請実績に伴い20万円の減が生じ、これに関連する歳出についてもそれぞれ事業について減額するものでございます。

４７ページ左側、楽しいおいしい給食事業の１３０万円の減でございます。こちらにつきましては、歳入における教員の給食代を徴収していますが、学校行事での振替などで食数が減ったことで１３０万円の減が生じ、これに関連する歳出についてもそれ相当分の賄い材料について減額するものでございます。

以上、説明です。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより学校教育課の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 次に、生涯学習課の補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（源野陽一君） それでは、生涯学習課の説明をさせていただきます。

予算説明書４７ページ右側をお願いいたします。地域づくり推進事業１００万円の減でございます。こちらにつきましては、歳入における県補助金の額が確定いたしましたので、これに関連する歳出について地域づくり応援事業の補助金を減額するものでございます。

４８ページ左側をお願いいたします。図書館運営諸経費につきましては、ふるさと納税の充当により財源を組み替えるものでございます。右側、体育施設管理諸経費、松岡総合運動公園管理費２５０万円の減でございます。施設の植栽管理業務及び施設整備工事の施工実績に変更が生じたため減額するものでございます。

４９ページ左側をお願いいたします。体育施設管理諸経費、緑の村ふれあいセンター管理費１９０万円の減でございます。実施設計業務、施設管理業務及び施設整備工事の施工実績に伴いそれぞれ減額するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより生涯学習課の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 次に、消防総務課の補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） 消防本部関係の説明をさせていただきます。

救急活動強化事業、緊急消防援助隊活動費国庫負担金並びに消防広域応援の交付金の決定に伴います財源の組替えでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） これより消防総務課の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 次に、住民税務課の補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（池端時枝君） それでは、承認第7号の補足説明をさせていただきます。

説明書51ページをお願いいたします。財政調整基金積立金2千円につきましては、定期預金満期更新の際、利息が令和6年度内に生じましたので、この利息分を基金に積み立てるためのものでございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君） これより住民税務課の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

それでは採決します。

承認第6号、令和6年度度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第7号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認について、を議題とします。

担当課より補足説明はありますか。

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

それでは採決します。

承認第7号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第１４ 承認第８号 令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

～日程第１５ 承認第９号 令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１４、令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第１５、承認第９号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、承認第８号「令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について」並びに承認第９号「令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について」、提案理由を申し上げます。

これらの補正予算につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

議案書５３ページをご覧ください。

まず、承認第８号では、第１条において、歳入歳出それぞれ１６５万３千円を追加し、補正後の予算総額を１１０億４９８万９千円としたものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、５４ページ以降の第１表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

健全な保育環境の維持、及び、園内における園児の安全確保に早急に取り組むべく、必要な措置を講じたものでございます。

また、松岡公園用地に関する地権者協議を早急に進めたく、現地測量を行うものでございます。

この補正予算につきましては、令和７年４月７日付けにて専決処分をしております。

議案書６３ページをご覧ください。

次に、承認第９号では、第１条において、歳入歳出それぞれ５１万３，０００

円を追加し、補正後の予算総額を１１０億５５０万２，０００円としたものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、６４ページ以降の第１表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

園児の安全確保の観点から、幼児園の園庭の安全対策措置を講じたものでございます。

この補正予算につきましては、令和７年４月１１日付けにて専決処分をしております。

以上、承認第８号並びに承認第９号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君） 承認第８号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第１５、承認第９号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてまでの２件にかかる質疑については、議案ごとに補足説明の後に行います。よろしくお願いいたします。

それでは、承認第８号、令和７年度永平寺町令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について財政課の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） 財政課については、歳入財源の説明となります。

今回の専決処分につきましては、財源としましては、前年度繰越金を措置させていただいたところでございます。

○議長（酒井圭治君） 次に、子育て支援課の補足説明を受けます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君） それでは、補正予算、専決補正予算説明書の資料の５２ページの上段をお願いします。

なかよし幼児園の分園よしの園のもも組の保育室のエアコンが故障したため、その取替え費用と、松岡東幼児園の園庭の遊び場の安全を確保するために抜根やフェンス設置、合わせて１３２万３，０００円を補正するものでございます。

エアコンの設置につきましては、５月２８日にもう既に完了をしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 次に、建設課の補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（竹澤隆一君） それでは、建設課の説明をさせていただきます。

予算説明書 52 ページ右側下段をお願いします。

松岡公園維持管理諸経費 33 万でございますが、松岡公園については、一部借用地がありまして、地権者からどこまでが敷地なのか明らかにしてほしいとの要請があり、借用区域を把握するため測量費をお願いするものでございます。

4 月 8 日から執行手続を行い、4 月 23 日に地権者との協議により調査に関する了承を得ましたので、現在測量を済ませ 6 月中に地権者と立ち会う予定となっております。

説明とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第 8 号、令和 7 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがいまして、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第 9 号令和 7 年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、担当課より補足説明はありますか。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、資料の 53 ページをお願いいたします。

財政課のほうからは歳入の説明をさせていただきます。今回、歳入の財源としましては、全額前年度繰越金にて措置をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君） 次に、子育て支援課の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君） それでは、専決補正予算説明書の５３ページをお願いします。

園におけます遊具整備の遊具周辺の危険物対策について点検の結果、２園について遊ぶ際に危険が想定されますので、遊びの動線上にありますコンクリート等の衝撃を吸収する素材を張り付けまして衝突した際の被害を最小限にとどめる対策をそれぞれ１か所整備いたします。

費用としまして、合わせて５１万３千円の専決をさせていただきたいと思います。工事としましては、これも５月２８日に完了しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 討論なしと認めます。

採決します。

承認第９号令和７年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第１６ 議案第４３号 永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第１６、議案第４３号永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました、議案第４３号「永平寺町公園条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由を申し上げます。

議案書 70 ページをご覧ください。

令和 6 年度、松岡公園に整備した、バーベキュー施設を供用開始するにあたり、施設の使用許可に関する改正を行うものでございます。

以上、議案第 43 号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第 1 審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第 17 議案第 44 号 令和 7 年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第 18 議案第 45 号 令和 7 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第 19 議案第 46 号 令和 7 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第 17、議案第 44 号、令和 7 年度永平寺町一般会計補正予算についての件から、日程第 19、議案第 46 号、令和 7 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についてまでの 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、議案第 44 号「令和 7 年度永平寺町一般会計補正予算について」から議案第 46 号「令和 7 年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について」までの 3 件について提案理由を申し上げます。

議案書 74 ページをご覧ください。

まず、議案第 44 号の一般会計では、第 1 条において、歳入歳出それぞれ 3 億 4,071 万円を追加し、補正後の予算総額を 113 億 4,621 万 2 千円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、75 ページ以降の第 1 表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第 2 条において、地方債の変更は、77 ページの第 2 表地方債補正のとおりでございます。

それでは、歳出の主なものについて、述べさせていただきます。

82 ページをご覧ください。

款 2 総務費項 1 総務管理費では、目 1 一般管理費において、利用が少ないコミュニティバスの代替として、町内 2 地区における、10 月からのデマンドタクシ

一運行経費を計上しております。

また、目 1 1 定額減税調整給付費では、国の物価高騰対策の一環として実施される給付金を計上しております。

8 3 ページをご覧ください。

款 3 民生費項 2 児童福祉費では、子供の遊び場をよりよい環境としていくため、必要となる施設整備費を計上しております。

款 8 土木費項 2 道路橋梁費では、目 3 道路新設改良費において、東古市地区の宅地造成に伴う道路整備費を計上しております。早期の分譲開始を目指し、事業を進めてまいります。

8 5 ページをご覧ください。

款 1 0 教育費項 6 保健体育費では、目 2 体育施設費において、ふれあいセンターホール空調設備の予防更新に合併特例債を活用いたしたく、更新費用を計上するものでございます。

議案書 8 8 ページをご覧ください。

次に、議案第 4 5 号の介護保険特別会計では、第 1 条において、歳入歳出それぞれ 7 5 2 万 3 千円を追加し、補正後の予算総額を 2 1 億 9, 3 3 6 万 3 千円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、8 9 ページ以降の第 1 表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

9 月 2 0 日開催予定のシニア元気フェスタでの内容を拡充するための費用を計上したほか、令和 6 年度の介護事業実績に基づく交付金の返還金を計上するものでございます。

議案書 9 7 ページをご覧ください。

次に、議案第 4 6 号の土地開発事業特別会計では、第 1 条において、歳入歳出それぞれ 1 5 2 万 9 千円を追加し、補正後の予算総額を 1 8 5 万 9 千円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、9 8 ページ以降の第 1 表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

東古市地区での宅地造成に伴う、上水道給水管の敷設費用を負担するものです以上、議案第 4 4 号から議案第 4 6 号までの提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第一審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第２０ 議案第４７号 令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

～日程第２１ 議案第４８号 令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第２０、議案第４７号令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件から、日程第２１、議案第４８号令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算についてまでの２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました、議案第４７号「令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について」並びに議案第４８号「令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について」、提案理由を申し上げます。

議案書１０６ページをご覧ください。

まず、議案第４７号の上水道事業会計では、第２条において、水道事業収益及び水道事業費用にそれぞれ１５２万９，０００円を追加し、補正後の収益的収入予算総額を３億５，９２０万９，０００円、収益的支出予算総額を３億１，９３８万５，０００円とするものでございます。

第３条においては、資本的収入に５００万円を追加し、補正後の資本的収入総額を２億３，４１０万円に、資本的支出に５０３万８，０００円を追加し、補正後の資本的支出総額を３億６，５８５万６，０００円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額は、１０８ページの令和７年度永平寺町上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

東古市地係での宅地造成事業における配水管布設及び給水管布設に係る費用でございます。

議案書１１５ページをご覧ください。

次に、議案第４８号の下水道事業会計では、第２条において、資本的収入及び資本的支出にそれぞれ８９３万２，０００円を追加し、補正後の資本的収入総額を２億３，４９９万７，０００円に、補正後の資本的支出総額を４億５，０２９万２，０００円とするものでございます。

款項の区分及び区分ごとの金額は、１１７ページの令和７年度永平寺町下水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

東古市地係での宅地造成事業における下水道管布設及び公設柵設置に係る費用

でございます。

以上、議案第47号並びに議案第48号の提案理由の説明といたします。

詳細につきましては、第一審議にて担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第22 議員派遣の件～

○議長（酒井圭治君） 次に、日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することにしたいと思いをします。

なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元にお配りいたしましたとおり派遣することに決定します。

暫時休憩します。これで散会ということになります。よろしく願いをいたします。

（午前11時52分 休憩）

（午前11時52分 再開）

○議長（酒井圭治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日6月3日から6月8日までを休会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君） 異議なしと認めます。

よって、6月3日から6月8日までを休会といたします。

なお、6月9日は午前9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願います。

本日は、どうもご苦労さまでした。

（午前11時53分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員